

フランスにおける宗教団体の自律性

小泉 洋一
(甲南大学)

序

宗教団体は、その組織および運営につき世俗法の規制に服するとともに、その宗教独自の内部法を定める。こうした内部法による宗教団体の自律性を国家が尊重すべきことは、憲法が定める信教の自由の保障に照らして当然のことである。にもかかわらず、宗教団体による自律と宗教団体に対する世俗法による規制（他律）との間で緊張関係があることは否定できない。強すぎる他律が宗教団体の自律性を否定するような場合は論外としても、宗教団体の自律が健全かつ十分であれば、宗教団体への他律の必要性が弱まり、逆に自律が不十分であれば、他律の強化が正当化されうる場合も考えられるからである。

本稿では、こうした宗教団体の自律のうち、世俗法による規制が及ぶ宗教団体の世俗的組織（宗教法人）に関する内部法に限定して、フランスにおける宗教団体の自律性の状況を見ることにしたい。そこで以下、まずフランス法がいかに宗教団体の自律性を保障しているかを述べる（一）。次に、フランスにおける一般的な宗教法人の形態である「宗教社団」の制度を概観した上で（二）、とくにフランスの伝統的宗教の教団が、その各宗教社団の組織・

運営に関して、どのような自律的規制を行っているかを明らかにする(三)。最後に、こうした自律的規制と宗教社団に関する法的規制とのかわりあいについて若干の考察を加える(四)。

一 宗教団体の自律性の保障

フランスの公法学説は、憲法の定めるライシテの原則または宗教的自由の保障から、宗教団体の自律性の保障を導く。例えば、カトリック教会法学者ルイド・ノーロワ(Louis de Nautois)は、ライシテを次のように説明する。ライシテの制度は、「教会法秩序が国家の公の秩序に干渉していない場合には、国家法が教会法の自由な展開を修正させることはできないことを意味し、換言すれば、国家が宗教的営みの領域に介入しないことである」と。⁽¹⁾ 憲法学者ジャック・ロベール(Jacques Robert)は「教会の法的自律性」に関して次のように述べる。「宗教的自由は、教会にとって、教会が最良と判断する方針および法に従って組織する自由を含む」。また、「宗教的自由は、とりわけ教会が、普通実定法とは異なる教会の固有の法により規律され続けるを前提とする」と。⁽²⁾

宗教団体の自律性の内容として、学説は、①教会の組織の自律権のみならず、②宗教上の紛争に対する司法権の不介入を挙げる。①は、ロベールによる前述の説明を見てもうかがえるが、ノーロワも、それに関しライシテおよび宗教的自由の結論として次のように述べる。「教会は思いのままに自らの選択する組織をとり、自らの都合にあつた自治を行うことができる」と。⁽³⁾ ②につき、ロベールは次のように述べる。「すべての宗教組織は、霊的目的を追求し、その教えを標榜するすべての男女をその目的へ方向づける。それを構成する共同体の構成員は自由にそれに参加する。彼らは組織の願望を共有し、あらかじめその規律の内部規制に服し、普通実定法を援用することを放棄

する。裁判官は、この個人的な参加を法的に確認し、各人の深い決定を尊重し、組織に対するいかなる統制も控えることしかできない」と。⁽⁴⁾

判例にはこのような学説に沿ったものが見られる。それは、教義上の問題、宗教教師の任命、罷免、信者の処遇、その他宗教規範の解釈に関わる紛争に、国の裁判所が介入しないとする判例である。そのような代表的判例として、一九七七年七月二三日パリ控訴院判決がある。これは、カトリック教会の第二ヴァチカン公会議の後改革されたカトリックの典礼か、それ以前の典礼のいずれが正統かが争われた事件の判決である。裁判所は、「教会と国家の分離のため、司法機関は宗教領域においていかなる統制も行うことができない」と判示して、裁判所が新しい典礼が異端かどうかを審査することはできないとした。⁽⁵⁾

二 宗教社団の制度の概観

フランスの政教分離法(一九〇五年法)が宗教団体の一般的な法的枠組みとして定めているのが、「宗教社団」(association cultuelle)である。⁽⁶⁾

宗教社団は基本的には非営利社団である。事実、政教分離法は、宗教社団につき非営利社団の一般法である結社法(一九〇一年法)の規定の適用を認める(政教分離法一八条)。その結果、宗教社団の設立は県庁への届出のみで足りる。しかも届出時には宗教社団に対する審査はない。そのため、宗教社団が後述の法規制を遵守していなくても、それは法人格を保持することができる。なお、宗教社団の設立は容易であるが、その反面、行政庁の認可を得ないかぎりその法律上の能力には、結社法に基づく非営利社団と同様に、無償贈与を受けることができないなどの

制限がある。

政教分離法およびその施行令(デクレ)が宗教社団の目的、組織、運営等に関して特別の規制を設ける。その目的は、「ある宗教の経費、維持および公的礼拝に必要なものを供する」ことであり(同条)、しかも「専ら宗教の礼拝を行うことだけを目的にする」(同一九条一項)というように狭く限定される。組織については、宗教社団の活動区域に応じた最低会員数の制限がある(例えば人口二万人の市では二五名)。運営については、①財産管理行為についての年一回の総会による承認、②会計書類の作成、備えおき、とくに決算書については行政庁の要求する場合には提出、という規制がある。なお、このように政教分離法は宗教社団に対し総会を置くことを義務づけるが、総会の組織運営方法について法令の規定はなく、これらは宗教団体の自律に委ねられる。

宗教社団は、行政庁による認可を受けた上で、フランス法では公益社団法人(association reconnue d'utilité publique)のみに認められる財産の無償取得(贈与・遺贈の受領)を行うことができ(同条四項)、しかも公益社団法人と同様の税制上の優遇を受けることができる。そして、その認可の際には行政庁が宗教社団を審査する。この審査の結果、法令を遵守しない団体、または公の秩序を害する団体は、宗教社団として届け出されたものであったとしても、宗教社団とは認められないことになる。

教団は各地の宗教社団を包括する連合体(union)を設立することも認められ(同二〇条)、大きな教団でこれが活用される。後述の「フランス改革教会宗教社団連合」および「フランス中央長老会ユダヤ教団連合」もその例である。

なお、政教分離法は、宗教社団についての各教団の組織への適合性に配慮を示す。そのことは、宗教社団を「それが行おうとする宗教の一般組織の規則に従い、適法に結成されるものとする」と定める規定(同四条)に表され

る。この規定は、政教分離前に公認宗教の公法人が所有した宗教財産の帰属先の決定および公有礼拝用建物の使用権者の決定が争われた事件において、重要な意味をもった。例えば、宗教団体の結成禁止というカトリック教会の決定に反し、ある市においてカトリック司祭らがカトリックの宗教社団を設立し、しかもこれに対しその市が市有の教会堂の無償使用を許したが、司教により任命された主任司祭がその教会堂の自らの引き渡しを求めたというタイプの事件において、政教分離法四条等を理由として主任司祭の請求を認めるのが、判例である。(一九一二年一月五日破毀院判決⁽⁶⁾)。このように、判例は教団の方針に従わない宗教社団を否認する姿勢を示すが、ここに教団の自律性を尊重する判例の姿勢を見ることが出来る。プロテスタント教会の教会分裂に関する事件においても同様の判例がある。⁽⁸⁾

三 伝統的宗教の各教団における宗教社団の組織運営の自律的規制

(1) 各教団における宗教社団の定款ひな形

フランスにおける伝統的宗教の教団は、法令の範囲で、各々の宗教社団の組織、運営を自律的に定めている。その状況は、各教団の最高機関がその教団に属する各宗教社団のために自主的に定めた宗教社団の定款ひな形 (statut type) において見ることが出来る。後述のように、各教団は、その被包括団体の定款ひな形への適合性を審査し、その定款ひな形を受け入れない団体の教団への加盟を認めない。このため、各地の宗教集団は、前述のように法人格を取得すること自体は比較的容易であるが、各教団の全国組織に加盟することに苦勞するという。

(2) カトリック教会

カトリック教会は、政教分離法制定に強く反発し、政教分離法が定めた宗教団体の結成も拒否した。ところが、一九二〇年代になって、カトリックの団体問題を解決に向けたカトリック教会と政府との交渉が始まり、そこから新しい団体の定款ひな形案が生まれた。その定款ひな形案についての政教分離法（前述の四条を含む）および結社法との適合性に関するコンセイユ・デタによる検討を経て、政府とカトリックの宗教当局が司教区ごとに「司教区団体」(association diocésaine)を設立することを認めるようになった。⁽⁹⁾ こうして始まった司教区団体は基本的に宗教団体であるが、その設立経緯からも分かるように、司教区団体の組織等がカトリックの特性に合致するように工夫されている。その分、司教区団体は他の宗教団体とは少し異なる点がある。司教区団体の定款ひな形は、フランスの司教団が制定し、教皇庁の承認を得たものであり、二三カ条からなる。⁽¹⁰⁾

司教区団体の定款ひな形には、司教区団体の目的、組織および運営の独自性を見ることができ。

①目的 司教区団体の目的は、カトリック教会の「経費および維持に必要なものを供すること——具体的に、礼拝用建物等の取得・管理、聖職者および教会俗人職員への給与の支払い等——に限定される（定款ひな形二条）。政教分離法の規定とは異なり（政教分離法一八条参照）、定款ひな形では礼拝執行に関する事項が司教区団体の目的から排除される。それは、カトリック教会が礼拝執行に関わることをすべて純粹な教会上の組織のみに委ねたためである。

②組織 司教区団体の定款ひな形がその会員および団体の機関（総会と理事会）を定める。司教区団体は、司教および三〇名以上の正会員である。司教は当然に総会議長となり大きな特権を有する。正会員は司教の推薦、理事会の承認に基づき、総会で選出されるただし司教総代理、司教座参事会員は当然に正会員である（定款ひな形五条、

七条)。

③運営 定款ひな形は運営を比較的詳細に定める。総会の権限は、司教の求めに応じて意見を出すことを除けば(同六条)、決算書の承認(同二〇条)ならびに定款の改正(同二一条)のみである。理事会は、理事長である司教ならびに司教総代理、司教座参事会員および総会により選出された他の二名の正会員(任期六年)で構成される(同一条)。他の宗教社団とは異なり司教区社団の理事会は財産管理の完全な権限を有する。だが、決算書に関して、法的規制にはない厳格な規制が見られる。すなわち、理事会が社団外から会計士を選任し、その者が決算および財務状況の適正さについての報告書を理事会に提出し、それに基づき理事会が決算書を定め、総会に報告書を提出するのである(同二〇条)。

ところで、前述した司教区社団設立の経緯から分かるように、司教区社団は宗教社団の例外的な形態である。政教分離法が予想する宗教社団の典型を示すのは、政教分離法制定の規定どおり同法制定後一年内に宗教社団を設立した、プロテスタントおよびユダヤ教の宗教社団である。以下それらを見ることにしよう。

(3) 改革教会

フランスにおけるプロテスタントの最大教派は「フランス改革教会」(Eglise réformée de France)⁽¹¹⁾である。改革教会においては、各教会単位で宗教社団が設立され、各宗教社団が宗教社団の連合体である「フランス改革教会宗教社団全国連合」(Union nationale des associations culturelles de l'Eglise réformée de France) (以下「全国連合」という)に加盟する。ただし、その加盟には次の要件を充足した上で、「全国教会会議」の承認を得る必要がある。すなわち、改革教会の信仰宣言の承認、全国連合の定款の受け入れ、改革教会の宗教上の最高機関である全国教会会議——これは連合の総会も兼ねる(全国連合規約四条)⁽¹²⁾——の教会規律および決定を遵守すること

の誓約、改革教会の上位機関による承認の前に定款またはその改正を県庁に届出をしないことの誓約などである(同一二条)。そして、全国教会会議が決定した教会規律に従い、同会議評議会が一五カ条からなる「フランス改革教会宗教社団」の定款ひな形⁽¹³⁾を作成している。このひな形はフランス改革教会がすべての宗教社団にモデルとして提案した文書とされるが、フランス改革教会に属する宗教社団は次の定款ひな形に従うことが事実上義務づけられると見てよいであろう。

定款ひな形では、宗教社団の目的、活動区域、最低会員数等は政教分離法の規定どおりであるが、組織・運営について自律的規制が見られる。

①会員 定款ひな形は、宗教社団の会員を教会の会員(教会の礼拝出席者)とを区別し、前者を本人の申請に基づき会員名簿に登録された者——ただし長老会はこの登録を拒否することができる——に限定する。この会員が総会での議決権を有するとともに、教会への財政的負担の義務を負う(定款ひな形二条)。長老会による会員名簿への登録拒否および登録抹消をめぐる紛争については改革教会内での処理手続きが定められる(同三条)。

②機関 定款ひな形は、社団の機関として総会および長老会(*conseil presbyéral*)と呼ばれる役員会(*comité directeur*)を定める。定款ひな形は、総会の招集、事務局、議決方法等を定める(同一〇条)。総会は少なくとも年一回開くこと(同条一項)、さらに総会が選出する総会の議長等の事務局が長老会の執行部と同じでありうること、換言すれば総会が長老会の議長とは異なる議長等を選出することができることが明示される(同条二項)。総会の議事録案は長老会が作成し次の総会の承認により議事録となる(同条七項)。

③運営 総会は前年度の財産管理および財産処分承認、次年度予算の議決(同条三項)、全国連合からの社団の離脱決定(同一三条)ならびに定款改正の議決(同一四條)等を行う。長老会は、総会により選出された会員(そ

の数は総会が定める)および牧師から構成される。総会選出長老の任期は六年であつて、三年ごとに半数改選される。長老会が議長——この議長が宗教社団の法律上の代表者である——、副議長、会計および書記から構成される執行部(任期三年)を選出する(同四条)。したがつて、牧師が議長等になることは定款上可能であり、⁽¹⁵⁾実際にその例は少なくない。長老会が社団事務の管理権、第三者に対する代表権を広範に持つが、不動産の取得、処分等については総会の議決および改革教会内の上位組織の事前承認が必要となる(六条)。

④全国連合との関係 定款ひな形は宗教社団と全国連合との関係についても言及する。定款ひな形は、長老会または会員四分の一の提案に基づく総会の決定により、社団は全国連合を離脱することができる(同二三条)。このように各社団の離脱権が認めるが、定款の改正に関しては、全国連合など改革教会の上位機関による各社団に対する統制が強い。というのは、長老会が改正案を総会に提出する前に、長老会は改正案につき改革教会の上位機関の承認を要するとともに、全国連合が定款ひな形を変更した場合には、それに従い各社団は定款改正をしなければならぬからである(同一四条)。

(4) ユダヤ教

フランスにおける多数派のユダヤ教団は、「フランス中央長老会ユダヤ教団連合」(Consistoire central de France, Union des Communautés juives)(以下「中央長老会」という)である。中央長老会はユダヤ教の各宗教社団を包括する連合体である。一部の改革派ユダヤ教徒および一部の保守派ユダヤ教徒を除き、ほとんどのユダヤ教宗教団体が中央長老会に所属する。中央長老会においても、その理事会が承認した宗教社団の定款ひな形がある。⁽¹⁶⁾とくに中央長老会の定款は、新しいユダヤ教団が中央長老会に加盟を申請する場合、その教団が当然のこととして定款ひな形を採用することを明記する(中央長老会規約一条)。⁽¹⁷⁾中央長老会の定款ひな形は五九カ条からなり、そこ

には予算項目についての定めも含まれるなど、その定款ひな形は詳細である。また、宗教社団の目的は政教分離法の定めどおりである(定款ひな形二条)。そこで、ここでは組織および運営に関し特徴的なくつかの点のみを見ることが出来る。

①会員 宗教社団の会員にはラビ(ユダヤ教師)である名誉会員および俗人である正会員等がある。正会員資格に関する紛争処理手続きも定められる(同七条)。正会員は会費を支払う義務がある(同八条)。会員は会員名簿に登録され、その者は総会の議席を持つ(同一四条)。

②総会 総会は、社団の運営および財政状況について理事会の報告を聞き、前年度の決算を承認し、予算を議決し、理事会が提案する行為を許可する(同四二条)。また、総会は、定款の改正および社団の解散を決定する権限も有する(同四三条)。総会議事録が作成され、会員に配布される(同四四條)。

③理事会 理事会は、会員から選出された所定の数の俗人およびラビから構成される(同一八条)。理事会は、宗教社団の管理および運営に関する広汎な権限を持つが、不動産取得のような社団の将来に重大に関わる行為については総会の承認を求めなければならない(同三〇条)。理事会議事録が作成され、理事会会員に配布される(同三二条)。

④中央長老会との関係 これに関する定めは詳細である。理事会は、社団の定款および内規、理事会の議事録、予算案等を中央長老会に提出しなければならない(同五三条)。中央長老会は書類受理から二〇日以内に宗教社団に再議を求めることができる(同五四条)。中央長老会と宗教社団との紛議は中央長老会総会に付託される(同五五条)。宗教社団による礼拝用の不動産の処分は中央長老会の承認を要する(同五五条bis)。宗教社団の定款は中央長老会の定款および法律に反する規定を含んではならない(同五九条)。定款実施のための内規は理事会により

制定されるが、それには総会および中央長老会の承認も必要である(同五八条)。また、ラビの任命は、フランスにおけるユダヤ教の最高権威者である大ラビの推薦および宗教社団の大ラビへの申請に基づき、中央長老会がそれを正式決定する(同四五条)。

四 宗教社団に対する法的規制と自律的規制

(1) 宗教社団における公益社団なみの自律的規制

前節(三)で述べたことは、伝統的宗教の教団に限られるとともに、その宗教団体のなかでも世俗上の運営部門である宗教社団の連合体における自律的規制に限られる。だが、以上の記述からも、もともとカトリックにおける自律性に適合するように作り出された司教区社団を別としても、改革教会およびユダヤ教の全国組織が、その所属の宗教社団に対し、法的規制の遵守を促すとともに、法的規制の及ばない領域において、また法的規制の限度を超えて、自律的規制を行っている状況がうかがわれる。しかも、宗教団体の法人格取得に限れば法的規制がわずかであるのに対し、教団における自律的規制は教団加盟の宗教社団に対するかなり詳細かつ強力な統制となっている。また、このような自律的規制は、少なくとも教団への加盟を望む各地の宗教集団にとって、⁽¹⁸⁾実効的な規制でもある。このように見ると、宗教社団の制度において、他律的な法的規制と教団内の自律的規制が併存する状況があると言えよう。

ところで、このような宗教団体の自律的規制をさらに分析すると、その自律的規制は公益社団において必要とされる程度の組織・運営を自ら進んで受け入れるものであることが分かる。フランス改革教会定款ひな形の作成者が、

「公益性承認を申請する非営利社団に提案される定款モデル」⁽¹⁹⁾を参照した旨を明言するのは、そのことを裏付ける。もっとも、その意味を理解するには、まずフランス法における公益社団法人の制度に少し触れる必要がある。非営利社団が公益社団となるには、コンセイユ・デタの議を経たデクレ（内閣の決定に相当する）により公益性を承認されなければならない。公益性承認申請においては社団の定款についての法令による規制があるが、この規制を考慮しつつ内務省が公益性を申請する社団の定款ひな形案を作成し、それにつきコンセイユ・デタの承認を得られたものを公表したものが、非営利社団が公益性承認を申請するための定款モデルである。この定款モデルは、行政庁にとっては社団の公益性の承認に関する裁量基準であり、公益社団になろうとする社団にとっては実際上これに従うことが必要となる。

改革教会およびユダヤ教の宗教社団の定款ひな形と公益性承認申請のための定款モデルとを比較すれば、確かに、類似する点がある。例えば、総会が前年度決算を承認し、次年度予算を議決する点（定款モデル八条）、不動産の得喪についても総会の承認を要する点（同一条）、とくに改革教会で見られた、総会の議長が理事会の議長と異なりうる点（同八条四項）はそうである。ただし、公益性承認申請のための定款モデルでは行政庁による統制が行われることになっていることが、宗教社団の定款ひな形では教団による統制に置き換えられている点もみられる。定款実施のための内規は、公益性承認申請のための定款モデルにおいては、内務大臣の承認を要するのであるが（同二三条）、中央長老会の定款ひな形では中央長老会の承認によるものとされる。

こう見ると、教団における宗教社団の自律的規制は、伝統的宗教の教団が公益社団並の組織および運営を受け入れるとともに、公益社団に及ぶ公的規制に代わって自らがその下にある宗教社団に対し厳しい統制を行っていることを示すものだと言えそうである。

(2) 宗教団体の自律が行政に与える影響

以上に見た宗教団体の自律の状況は宗務行政の実務に影響を与えていると思われる。というのは、行政庁が、宗教社団に対し公益社団に相当する法律上の能力および税制上の優遇を付与するための審査の際には、行政庁は団体が伝統的宗教であるかそうでないかを審査するとともに、セクトの宗教社団に比べ、伝統的宗教の宗教社団については緩やかな姿勢を示すからである。

そうした傾向を示す文書として、一九八二年と一九八八年の内務大臣通達⁽²¹⁾がある。

一九八二年七月二七日に知事に出された内務大臣の通達は宗教社団への遺贈、贈与の認可に関する通達である。そこには次のような一節がある。「伝統的宗教の団体(カトリック司教区社団、プロテスタント、ユダヤ教、東方正教会またはイスラム教の宗教社団)が申請した認可を無用な形式主義にならず迅速に与える傾向のある従来からの実務を変更するにおよばないが、……(「政教分離法に従い)宗教社団として設立されたが、いかなる観点であるかを問わず異例の性格を示す、ある団体が申請した認可を与える前には、関係書類(とくに過去三年間の決算書)の精査を貴職の部局に命じるのが適切であろう」(は原文どおり)。

一九八八年一月二二日の内務大臣通達⁽²²⁾は、宗教社団に対してなされた贈与についての税額控除を認める知事の認可に関する通達である。この通達において一九八二年通達の趣旨がさらに明確にされている。「(「政教分離法の規定)が遵守されていないと貴職が推定するような例外的な場合は別として、(「政教分離法の規定どおり)一年以内に設立された宗教社団または(「カトリックの司教区社団)により申請された認可は、無用な手続きを経ず迅速に与えられなければならないであろう。他の社団については、貴職の決定の前に、以下の諸点に関する書類の精査が行われなければならないであろう」と。

以上に見た、伝統的宗教の宗教社団に対する行政庁の緩やかな姿勢——伝統的宗教と比較対象となるのはセクト——については、さまざまな見方、評価または批判がありうると思われる。だが、そのような姿勢において、もともとフランス法において顕著である伝統的宗教を尊重する傾向⁽²³⁾とともに、少なくとも、伝統的宗教の教団内の強力な自律的規制に対する行政の信頼を見ることができよう。だとすれば、そこに宗教団体における自律と他律に関する興味深い状況が浮かび上がる。すなわち他律である法的規制が緩やかであるが、宗教団体の自律が強力であるゆえに、行政はその自律を尊重するという状況である——ただし、その尊重は宗教社団に公益社団に相当する法律上の能力を付与するための審査の際に、行政が団体を深く審査しないという意味においてであるが。

- (1) Louis de Naurois, L'ordre juridique canonique devant l'Etat, *Revue de droit canonique*, 1956, p.379.
- (2) Jacques Robert, *La liberté religieuse et le régime des cultes*, FUF, 1979, p.79.
- (3) Naurois, Aux confins du droit, Aux confins du droit privé et du droit public: la liberté religieuse, *Revue trimestrielle de droit civil*, 1962, p.262.
- (4) Robert, *op. cit.*, p.79.
- (5) Paris, 13 juillet 1977, *Dalloz Sirey*, 1977, jurisprudence, p.458, note Yves Gérardy, 詳細につき参照。小泉洋一「政教分離と宗教的自由」(法律文化社「一九九八」二九六—二九八頁)。
- (6) 宗教社団の制度につき参照、小泉「フランスの宗教団体制度の概観」宗教法一七号(一九九七)二一七—二七六頁。
- (7) Cass. civ., 5 février 1912, *Sirey*, 1912, I, p.353, note Achille Mestre.
- (8) 参照、小泉、前掲注(5)二九一—二九六頁。
- (9) 参照、大石眞「憲法と宗教制度」(有斐閣、一九九六)六二頁。
- (10) 公刊された文献で司教区社団の定款ひな形を掲載するものは少なくとも、例えば、M. Florse-Lonjou, *Associations culturelles*, Delmas,

1996, pp.110-111.

- (11) なお、フランス改革教会は、他の教派および団体とともに、一九〇一年の結社法に基づく社團連合体である「フランス・プロテスタント連盟」[Fédération Protestante de France]を結成している。フランス・プロテスタント連盟に加盟するのは、フランス改革教会のほか、フランスにおけるもう一つの大教派である「フランス福音ルーテル教会」、他の諸少教派、「アルザス・ロレーヌ改革教会」、「アルザス・ロレーヌ改革教会」[「アルザス・ロレーヌ・アウクスブルク信仰教会」——アルザス・ロレーヌ地方では地方特別宗教法があるため、これらは別法人となっている——およびプロテスタント主義を基礎として社会活動等を行う諸種の非営利社團である。
- (12) 管見の及ぶ限りこの全国連合規約を掲載した文献はない。筆者は、フランス改革教会事務局長マルク・リシャロ(Marc Richalot)氏から同規約を受け取った。
- (13) 「フランス改革教会宗教社團」の定款ひな形は、その解説とともに、フランス改革教会がその関係者向けに発行する次の雑誌に見ることが出来る。*Information-Evangélisation*, mai 1996. 筆者はこれもリシャロ事務局長から入手した。
- (14) Claude Peuron, *Commentaire des status-types, Information-Evangélisation*, mai 1996, p.28.
- (15) Peuron, *op. cit.*, p.40.
- (16) 中央長老会の宗教社團定款ひな形を掲載する文献もないようである。筆者は、中央長老会事務局長レオン・マスリア(Léon Mashia)氏から受け取った定款ひな形を参照した。
- (17) 筆者は次の文献にある中央長老会規約一条を参照した。Consistoire central de France, Union des Communautés juives, *Annuaire du Consistoire central*, 1997, p.15. なお、筆者はこの資料もマスリア事務局長から受け取った。
- (18) 各宗教社團が包括団体である宗教社團の全国連合体に加盟する利益は、とくに礼拝用建物(教会堂等)などの不動産の取得にあると思われる。それは、各宗教社團が新たに礼拝用建物を建設、改築する場合における宗教社團の全国連合体の資金援助を受け得ることにとどまらない。フランスでは、政教分離法制定前に建設された建物のうち当時の公認宗教の公法人により建設されたものは、政教分離法により、宗教社團に移転されたが、その移転を受けたある宗教社團が宗教社團の全国連合体を離脱した場合、問題の宗教社團は、判例によれば、礼拝用建物の権利を失うおそれがある(政教分離法八条参照)。また、小泉・前掲注(5)二九二—二九六頁も参照。
- (19) この定款モデルは多くの文献に掲載されている。例えば、Associations, brochure n° 1068 du Journal officiel de la République française,

1993, p.178.

- (20) Peuron, *op. cit.*, p.47.
- (21) Circulaire n° 82-115 du 27 juillet 1982 du ministre de l'Intérieur, Bernard Jeuffroy et François Tricard(sous la direction de), *Liberté religieuse et régimes des cultes en droit français*, Cerf, 1996, p.609.
- (22) Circulaire du ministre de l'Intérieur, NOR INT/A/88/00453C du 22 décembre 1988, *Liberté religieuse et régimes des cultes en droit français*, *ibid*, p.904.
- (23) フランスの宗教社団制度には、政教分離法制当時存在した公認宗教の状況のみが想定されていたと見られる点が見られる。参照：小泉・前掲注(5) 三五七頁。